ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会 サブワーキンググループの再構成について

〔設置するサブワーキングとそれぞれの検討項目について〕

○ ARFP 制度の促進に関するサブワーキンググループ

本年12月末を目途に執行されるARFP制度において、国内籍投資信託を参加各国に輸出するために必要となる基盤について検討し、必要な措置について関係各方面に要請する。

- - ・現行法制を前提としてどの様な性格の投資法人を組成可能か
 - ・より望ましい投資法人制度の構築のためにどの様な手当てが必要か 等について検討
- <u>投資信託の運営実務の合理化等に関するサブワーキンググループ</u> 投資信託の運営に係る各種業務について、投資信託委託会社のみならず、販売会社、受託銀行等との間で必要となる事務を含めて合理化、例えば標準フォーマットの策定等について検討する。
- <u>投資信託財産の併合・償還手続き等に関する実務上の検討サブワーキンググループ</u> 投資信託財産の併合、償還について、現行法制を前提として、実務上、 必要な措置、例えば標準的な事務処理等について検討する。

[運営について]

各サブワーキンググループの運営は、原則として、以下の通りとする。

- ・各グループの主査は小委員長、小委員長の補助のために幹事を別途、 選任(各グループの幹事の人数・構成は、メンバーからの希望も確認の 上、調整)
- ・各グループで使用した資料や議事概要については、全小委員で共有。
- ・小委員は自らが属するグループ以外のグループについても文書を提出 する等の方法により、意見を述べることが出来ることとする。
- ・小委員長の判断により、各グループの会合において、小委員以外の者 が出席して意見陳述をする場を設けることが出来ることとする。
- ・「ARFP制度の促進に関するサブワーキンググループ」及び「証券投資 法人制度活用のための環境整備に関するサブワーキンググループ」に ついては、基本的にメンバーの再編成を行わず、引き続き、上記検討 項目について検討を行う。
- ・「投資信託の運営実務の合理化等に関するサブワーキンググループ」に ついては、論点(別紙「論点整理」参照)ごとに、意見・改善案の提 出を希望する社及び当該論点について関心のある社を中心に検討を行 う。
- ・「投資信託財産の併合・償還手続き等に関する実務上の検討サブワーキンググループ」については、各社の状況を踏まえて事務局がメンバーの選定を行った上で、上記検討項目について検討を行う。